

アール・イー・ジャパン株式会社

住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

平成 17 年 12 月 20 日 制定	平成 18 年 4 月 17 日 改定	平成 19 年 5 月 24 日 改定
平成 19 年 6 月 20 日 改定	平成 19 年 7 月 1 日 改定	平成 19 年 12 月 25 日 改定
平成 20 年 4 月 1 日 改定	平成 20 年 7 月 1 日 改定	平成 20 年 10 月 1 日 改定
平成 21 年 1 月 1 日 改定	平成 21 年 1 月 13 日 改定	平成 21 年 9 月 1 日 改定
平成 22 年 1 月 12 日 改定	平成 22 年 4 月 1 日 改定	平成 23 年 8 月 1 日 改定
平成 23 年 11 月 1 日 改定	平成 23 年 12 月 1 日 改定	平成 25 年 4 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定	平成 27 年 4 月 1 日 改定	平成 29 年 5 月 10 日改定
平成 29 年 10 月 25 日改定	平成 30 年 2 月 1 日改定	平成 31 年 4 月 1 日最終改定
令和元年 10 月 1 日 最終改定		

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務手数料規程は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」平成 24 年 4 月 1 日）第 10 条第 1 項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第 2 条 適合証明業務の手数料は、機構が定めた融資種別、技術基準及び手続きの方法に基づく次の区分とする。

- 一 新築住宅 一戸建て等及び共同建の場合 確認検査、評価業務及び技術的審査との併願等
- 二 中古住宅 一戸建て等（併用住宅、2 階建て共同住宅を含む。）及びマンション
 - イ 建築確認が昭和 56 年 6 月 1 日以後のもの
 - ロ イ以外のもの
- 三 賃貸住宅 賃貸住宅（まちづくり融資、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資） 一戸建て等及び共同建 確認検査との併願等
- 四 リフォーム融資 バリアフリー工事、耐震工事等
- 五 賃貸住宅リフォーム（住宅セーフティネット、耐震改修、省エネ住宅、サービス付き高齢者向け住宅） 建築物全体、登録住宅単位
- 六 優良住宅取得支援事業（以下「フラット 35S」という。）（特に優良な住宅基準（以下「金利 A プラン」という。）及び優良な住宅基準（以下「金利 B プラン」という。）、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久性・可変性

2 フラット 35S における手数料は一戸建て等と共同建てに区分するものとする。

(新築住宅（一戸建て等及び共同住宅）における手数料)

第 3 条 新築住宅（一戸建て等及び共同住宅）の手数料は、別表 1 とする。

(中古住宅(一戸建て等及びマンション)における手数料)

第4条 中古住宅の手数料は、別表2とする。

(賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料)

第5条 賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料は、別表3とする。

(リフォーム融資における手数料)

第6条 リフォーム融資(一戸建て等及びマンション)手数料は、別表4とする。

(賃貸住宅リフォーム融資における手数料)

第6条の2 賃貸住宅リフォーム融資 手数料は、別表5とする。

(手数料収納方法)

第7条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又はREJの指定する口座への振込みとする。

- 2 前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。
- 3 建築主は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に計画の変更がある場合は、第2条第2項の手数料の額を設計検査に関する通知書の交付の日までに収納する。
- 4 第2項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の支払期日)

第8条 手数料及び第6条で定める出張旅費の支払期日は、適合証明業務約款(以下「約款」という。)で定める。

- 2 前項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の返還)

第9条 建築主の都合により、設計検査申請、現場検査申請(中間)、又は竣工現場検査申請・適合証明申請の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。ただし、設計検査申請、又は現場検査申請(中間)と同時に契約して検査をしていないものについては、1-1-1一戸建て等の場合は、「棟上まで」(1-2-1共同建てにおいては、「竣工検査前又は、他機関等」の「一般の場合」)(フラット35Sとした場合は、加算額を含む。)に対応する額を返還する。

- 2 建築主が約款の契約に違反したことに付き、REJが相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した適合証明業務申請手数料は返還しない。
- 3 REJが約款の契約に違反したことに付き、建築主が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務申請手数料の手数料は返還する。

(出張旅費)

第10条 建築主等は、遠隔地としてREJが指定する区域に現場検査を依頼する場合は、検査手数料と合わせて出張旅費を収納する。

- 2 前項の指定区域及び出張旅費は別に定める。

3 出張旅費の収納方法は、第3条を準用する。

(個別契約の手数料)

第11条 個別契約した手数料については別に定めることができる。

(雑則)

第12条 REJは、第3条から第6条に定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ役員会の承認により変更することができる。

2 REJは、上記により変更をした場合は、遅滞無く機構へ届を提出するとともに、建築主に周知を行う。

附則 (適合証明業務に関する協定申請時)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年12月20日から施行する。

附則 (平成18年4月18日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年4月17日から施行する。

附則 (平成19年5月22日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年5月24日から施行する。

(出張旅費に関する経過措置)

第2条 この規程は、平成19年6月20日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程第7条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則 (平成19年7月7日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附則 (平成19年7月7日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年12月25日から施行する。

附則 (平成20年4月1日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おう

とするものの検査については従前の例による。

附則（平成 20 年 6 月 19 日届出）

（新手数料に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則（平成 20 年 9 月 30 日届出）

（返金規定に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 15 日届出）

（新出張旅費に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日より、かつ、第 4 条に規定した地方公共団体等の覚書等を締結した日から適用する。ただし、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則（平成 21 年 1 月 13 日届出）

（新フラット 35S（中古タイプ）の施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より適用する。

附則（平成 21 年 9 月 1 日届出）

（検査業務出張旅費規程の創設に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より適用する。

附則（平成 22 年 1 月 12 日届出）

（フラット 35S の竣工後特例等適用に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 1 月 12 日より適用する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 7 月 27 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の廃止に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 10 月 31 日届出）

（賃貸住宅のメニューの一部変更に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 12 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の再開に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 22 日より溯って適用する。

附則（平成 25 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 27 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 29 年 5 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 5 月 10 日より適用する。

附則（平成 29 年 10 月 20 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 10 月 25 日より適用する。

附則（平成 30 年 2 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 別表 1 の備考 4 及び 5 の適用は、改正前の規定の適用において現に REJ が設計検査申請した対象建築物について行う中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査については、適用しない。

附則（平成 31 年 3 月 18 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

附則（令和元年 9 月 20 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、令和元年 10 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条 この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が500㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

別表1 (消費税込金額)

1-1 新築住宅一戸建て等

条件	設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)
通常	10,500	29,300	25,200
長期優良住宅技術審査併願	省略	29,300	25,200
設計性能評価書併願	省略	20,900	12,600
長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	省略	10,500
中間現場検査までに、設計検査の合格	16,900	29,300	25,200
竣工済特例			90,000

備考

- 1 本表は基本額とし、REJが想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができる。(第5項及び共同建において同じ。)
- 2 前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。
- 3 この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請をREJに申請する場合は、本表の2分の1の額とする。(算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額以下同じ。)(共同建において同じ。)
- 4 設計性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級2以上かつ、劣化対策等級原則2以上かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3以上のものとする。
- 5 金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表による。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額に0.8を乗じて得た額(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)とする。

基準(1基準ごと)	設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)
断熱等性能等級	18,900	14,600	14,500
一次エネルギー消費量等級	20,300	14,600	14,500
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	18,900	14,600	14,500
免震建築物	32,800	32,800	14,500
高齢者等配慮対策等級	18,900	14,600	14,500
劣化対策等級、かつ、維持管理対策等級	18,900	14,600	14,500
竣工済特例	本表それら基準の合計(REJでされた建設住宅性能評価書により耐震性能が確保された場合は、加算しない。)		

6 第4項の加算額は、基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は、適用しない。(共同建において同じ。)(いずれも、REJで技術的審査がされたものに限る。)

イ 低炭素住宅の認定通知書	金利Aプラン
ロ 長期優良住宅の認定通知書	金利Aプラン
ハ BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	金利Aプラン又は金利Bプラン
ニ 次世代住宅ポイント対象証明書又は、次世代住宅ポイント対象証明書(変更)	金利Bプラン

7 第4項の加算額で基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合の額は、次による。(共同建において同じ。)

イ 集約都市開発事業計画の認定通知書	5,000
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書	5,000

8 計画変更の場合 次の条件による。

条件	設計検査申請 (円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	11,500
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	11,500

9 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料(第10条の額を)第1項を含む。)の10分の1(算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額)(下限は5,000円とする。)を徴収することができる。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含む。)

10 現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料の5分の4とし、算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額(下限は5,000円とする。)とする。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含む。)

1-2 新築住宅 共同建て

戸数	条件	設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/棟)
1~20戸	通常	67,000	167,200
	長期優良住宅技術審査併願	41,900	167,200
	設計性能評価書併願	省略	117,100
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	50,300
21~50戸	通常	113,000	301,000
	長期優良住宅技術審査併願	71,000	301,000
	設計性能評価書併願	省略	211,200
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	92,000

51～100 戸	通常	167,200	451,600
	長期優良住宅技術審査併願	108,700	451,600
	設計性能評価書併願	省略	317,700
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	135,800
101～200 戸	通常	221,600	585,200
	長期優良住宅技術審査併願	138,100	585,200
	設計性能評価書併願	省略	409,600
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	175,500
201 戸以上	通常	267,600	643,900
	長期優良住宅技術審査併願	167,200	643,900
	設計性能評価書併願	省略	451,600
	長期優良住宅技術審査、かつ、設計性能評価書併願	省略	192,200

備考

- 1 同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととする。
- 2 設計性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級 2 以上かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則 2 以上のものとする。
- 3 フラット 35 登録マンションの場合は、本表の額に 0.8 を乗じて得た額とする。
- 4 金利 A プラン又は B プランの加算額は、加算額次表による。この場合において複数のメニューを選択する場合は、それらの合計額に 0.8 を乗じて得た額（算定した額に 10 円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額）とする。

基準（1 基準ごと）	設計検査申請 （円/棟）	竣工現場検査・適合証明の 検査（円/棟）
イ 断熱等性能等級	83,700	83,700
ロ 一次エネルギー消費量等級	101,800	101,800
ハ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	83,700	83,700
ニ 免震建築物	141,000	141,000
ホ 高齢者等配慮対策等級	83,700	83,700
ヘ 劣化対策等級、かつ、維持管理対策等級	83,700	83,700

- 5 計画変更の場合 次の条件による。

変更の事由	設計検査申請手数料（円/棟） M：戸数
フラット 35S を新たに追加する場合（1 基準ごと）	M×3,700（上限 74,000）
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合（1 基準につき）	M×3,700（上限 74,000）

別表 2 中古住宅（一戸建て等及びマンション）

2-1 基礎額

着工された日	条件	適合証明等手数料の額（円/戸）
--------	----	-----------------

昭和 56 年 6 月 1 日 (新耐震) 以降	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書がすべて揃っている場合	50,200
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級 2 以上のもの	36,600
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	36,600
	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合	41,800
	上記以外の場合	62,700
昭和 56 年 5 月 31 日 (旧耐震) 以前 (※主要構造部が木造軸組又は枠組壁工法である一戸建て等に限る、その他の構造は別途見積りとする。)	機構が定める耐震評価基準による場合	188,100
	公的機関の評定、評価等の資料による場合、又は耐震診断の結果報告書及び補強計画書による場合	62,700
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事に従った耐震改修工事等を行っている場合	104,500
	平成 13 年国土交通省告示第 1347 号第 5・1「構造の安定性に関すること」の基準による場合 (設計図書があるものに限る。)	209,000 【設計図書がないものは、引受不可】
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1 以上のもの	REJ から交付を受けたもの 他機関から交付を受けたもの

2-2 加算額 (フラット 35S を利用する場合。)

条件	加算額 (円/戸)		
	加算額の特例 次のいずれかの疎明資料の証 (当該住宅にかかる所定の基準が確保されたもので、設計内容説明書及び設計図書が現存されているものに限る。) が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時 (既存住宅の建設住宅性能評価の場合は、評価時) から変更がないもの限り、下表の額とする。		
耐震性	75,200	37,600 【56,400】	イ フラット 35 (新築住宅) の適合証明書 ロ 新築時の建設住宅性能評価書
バリアフリー性	43,800	21,900	ハ 次世代住宅ポイント対象住宅証明書
耐久性・可変性	43,800	【32,800】	ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
断熱性等級	58,200	29,100 【43,600】	上段の疎明資料のほか 性能向上計画認定通知書 (建築物省エネ法)
一次エネルギー消費量等級	77,600	38,800 【58,200】	

2-3 加算額 (フラット 35S (共に金利 B プラン)) を利用する場合)

	加算額(円/戸)
--	----------

開口部断熱（省エネルギー）	3,100
外壁等断熱（省エネルギー）（※4）	1,100
段差解消（バリアフリー）	3,100
手すり設置（バリアフリー）	2,100

備考

- 1 旧公庫マンション情報登録機関に 登録しているマンションの場合は、表示価格から 3,200 円 を減額する。
- 2 「設計図書があるもの」とは、意匠図、構造図及び構造計算書及び設備図が全てそろっているものをいう。
- 3 【 】の額は、疎明資料について R E J 以外の機関が交付したものの額とする。
- 4 外壁等断熱（省エネルギー）の適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知又は適格認定通知書（融資種別に応じた書式年度のものに限る。）が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限る。

2-4 リフォーム一体型を利用する場合（主要構造部が木造である一戸建て等に限る。※その他の構造は別途見積り、2-5 において同じ。）

事前確認（物件売買時）	書類審査	16,500
	現況確認	2-1 のいずれかの方法による額
リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）	通常	計画建物が新耐震である場合は 62,700 計画建物が旧耐震である場合は 209,000
	フラット 35S を適用する場合	上段のいずれかの額に 2-2 又は 2-3 のいずれかの方法による額を加算した額
適合証明（リフォーム工事後 現地調査）	通常	計画建物が新耐震である場合は 50,200 計画建物が旧耐震である場合は 62,700
	フラット 35S を適用する場合	上段のいずれかの額に、2-2 のいずれかの方法による加算額の特例による額又は 2-3 のいずれかの方法による額を加算した額

備考

- 1 リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）にかかる通知書の交付後において、リフォーム工事計画が変更した場合は、改めてリフォーム工事計画確認（工事着手前審査）を提出しなければならない。この場合の額は、従前の額の 1/2 の額とする。2-5 において同じ。
- 2 適合証明（リフォーム工事後 現地調査）の検査の結果、リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）の図書と相違がある場合は、改めて変更後の図書を提出し、改めて審査を受けること。この場合の額は、「リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）」及び「適合証明（リフォーム工事後 現地調査）」の合

計額を申し受ける。2-5についても同じ。

- 3 耐震評価の方法は、公的機関の評定、評価等の資料による場合又は、耐震診断の結果報告書による場合としておりその他の方法による場合は、別途見積りとする。2-5についても同じ。

2-5 リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を利用する場合

事前確認（物件売買時）	書類審査	16,500
	現況確認	2-1 のいずれかの方法による額
リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）		2-2 のいずれかの方法による「加算した額」に、フラット35Sの耐震性を選択した場合を除き、計画建物が新耐震である場合は62,700を、旧耐震である場合は209,000のいずれかの合計額
適合証明（リフォーム工事後）現地調査		2-2 のいずれかの方法による「加算の特例による額」に、フラット35Sの耐震性を選択した場合を除き、計画建物が新耐震である場合は50,200を、旧耐震である場合は62,700のいずれかの合計額

2-6 中古マンションらくらくフラット35登録用の申請をする場合

見積りとする。

別表 3 賃貸住宅及び、まちづくり融資（建設）

3-1 基礎額

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 (円/棟)	現場検査（竣工）申請・ 適合証明業務（円/棟）
一般	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5戸未満	9,400	13,600
	6戸～10戸	12,600	23,000
	11戸～15戸	15,600	31,300
	16戸～20戸	18,800	37,600
	20戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700

3-2 加算額 (Mは戸数を示す。)

		単独手数料	
		設計検査申請(円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)
省エネ賃貸住宅 融資及びサービ ス付高齢者向け 賃貸住宅融資	断熱等性能等級	M×2,300 (上限 46,000)	M×2,900 (上限 58,000)
	一次エネルギー消 費量等級	M×5,000 (上限 100,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	耐震改修工事又は 耐震補強工事	【棟】 209,000 (地方公共団体又は公的 機関が交付した耐震診断 等の資料による場合は、 62,700)	【棟】 209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐 震診断等の資料による場合は、62,700)

3-3 計画変更の場合

見積りとする。

別表 4 リフォーム融資 (主要構造部が木造である一戸建て等に限る。※その他の構造は別途、見積り)

融資区分	手数料 (円)
耐震改修工事又は耐震補強工事	209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断 等の資料による場合は、62,700)
バリアフリー工事	30,600 (旧耐震である場合は耐震評価基準にも適 合させる必要があるため、209,000 を加算する。以 下この表において同じ。)
増築工事及び改築工事(建築確認申請を伴うもの)	32,400 に、建築確認手数料規程による額を加算し た額
増築工事及び改築工事(上記以外のもの)	23,000

別表 5 賃貸住宅リフォーム融資 (主要構造部が木造である一戸建て等に限る。※その他の構造は別途、
見積り)

融資区分	手数料 (円)
住宅セーフティネット	41,800
耐震改修工事を選択した場合	209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断 等の資料による場合は、62,700)

耐震改修工事又は耐震補強工事		209,000 (地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合は、62,700)
省エネ住宅	断熱性等級 4	58,500 (旧耐震である場合は耐震評価基準にも適合させる必要があるため、211,000 を加算する。以下この表において同じ。)
	一次エネルギー消費量等級 4 以上	78,000
サービス付き高齢者向け住宅 (バリアフリー性)		58,500